

# 平成30年度島根県心の輪を広げる障がい者理解促進事業実施要領

## 1 事業の趣旨

障がい者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

## 2 主催

内閣府、島根県、島根県障害者社会参加推進センター

## 3 後援(予定)

島根県教育委員会、島根県社会福祉協議会

## 4 協賛(予定)

島根県小学校長会、島根県中学校長会、島根県公立高等学校長協会、島根県特別支援学校長会、島根県私立中学高等学校連盟

## 5 実施内容

### (1) 「心の輪を広げる体験作文」の募集

#### ア 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪—障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう—

#### イ 応募資格

小学生以上(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。)

#### ウ 募集方法

##### (ア) 作文の題及び内容

作文の題は自由とし、内容は、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

##### (イ) 募集の区分

募集は、小学生部門、中学生部門及び高校生・一般部門の3部門に区分して行う。

##### (ウ) 制限字数等

1編当たりの制限字数は、小学生部門及び中学生部門については、400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生・一般部門については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。なお、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙(B4判縦書き)を使用する。

##### (エ) 添付物

題、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障がいの有無・程度その他参考となる事項を記した用紙(別添様式)を添付する。

##### (オ) 募集期間

平成30年7月2日(月)から平成30年8月31日(金)まで

### (2) 「障害者週間のポスター」の募集

#### ア 募集テーマ

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

#### イ 応募資格

小学生及び中学生(特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。)

#### ウ 募集方法

##### (ア) 内容

内容は、障がい者に対する理解促進等に資するものとし、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。また標語その他文字は入れな

いものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る

(イ) 募集の区分

募集は、小学生部門、中学生部門の2部門に区分して行う。

(ウ) 規格、画材等

規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付する。作品は、縦位置(縦長)のみとする。彩色画材は、自由とする。

(エ) 添付物

題、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、学校名(学年)、電話・FAX番号、障がいの有無・程度その他参考となる事項を記した用紙(別添様式)を添付する。

(オ) 募集期間

平成30年7月2日(月)から平成30年8月31日(金)まで

6 作品の選考方法等

(1) 選考方法

選考委員会を設置し、作品審査の上、入賞作品を選定する。

(2) 入賞作品数

ア 心の輪を広げる体験作文

3部門ごとに島根県知事賞1編、島根県障害者社会参加推進センター長賞3編及び佳作5編以内

イ 障害者週間のポスター

2部門ごとに島根県知事賞1点、島根県障害者社会参加推進センター長賞1点及び佳作5点以内

7 表彰

島根県知事賞受賞者及び島根県障害者社会参加推進センター長賞受賞者に対しては、賞状及び記念品を、佳作受賞者に対しては、記念品を贈る。

8 その他

(1) 各部門の島根県知事賞受賞作品は、内閣府が実施する全国審査に推薦する。

(2) 応募作品は、原則として返却しない。

(3) 入賞作品については、啓発広報に使用する。

(4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

9 応募・問い合わせ先

島根県障害者社会参加推進センター

[住所] 〒690-0011 松江市東津田町1741-3

[電話] 0852-32-5972

[FAX] 0852-32-5982